

# 令和 3 年度南相馬市行政経営方針

令和 2 年 10 月 23 日

## 1 はじめに

---

令和 3 年度は、東日本大震災と原発事故から 10 年という節目であり、第 2 期復興・創生期間のスタートの年である。地震・津波の被害に係る復旧は一定程度終了したものの、原子力災害からの復旧復興は、時間を要している。農業や事業所の再興をはじめ、避難した市民の帰還が落ち着いた旧避難指示区域の市民生活やまちづくりも中長期的な取組が必要である。

また、昨年 12 月に中国・武漢市で報告された新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は今や世界中に拡散し、本市でも 4 月 1 日以降、市民に感染が発生している。感染予防のために、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提唱している「新しい生活様式」も定着してきているが、経済活動や学校教育、地域活動等に及ぼす影響は長期化してきている。

加えて、令和元年東日本台風の復旧は、令和 3 年度まで時間を要する。

重なる大きな市政課題の解決に向けて、市民や事業者とともに「チーム南相馬」として、それぞれの役割のもと取り組む必要がある。そのために、令和 3 年度南相馬市行政経営方針（以下「本方針」という。）を定める。

## 2 行政経営方針の位置づけ

---

- 本方針は、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」の具現化と、新型コロナの影響の長期化への対応等、新たな課題に対応するため経営資源を集中させ、重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにするものである。
- 令和 3 年度の予算編成方針や事業立案、各部の組織運営などについては、本方針に基づき行うものとする。

## 3 現状と課題

---

### （1）新型コロナの影響

- 本市での感染者は 28 人（令和 2 年 10 月 19 日現在）であり、福島県内の感染者が 369 人（同現在）と収束が見通せない状況にある。そのため、「新しい生活様式」を踏まえた感染予防を継続する必要がある。
- 感染拡大は地域医療体制への負荷が大きく、既往症患者への治療にも影響があることから、ひとり一人の感染予防の意識の持続と事業者の関係団体等が

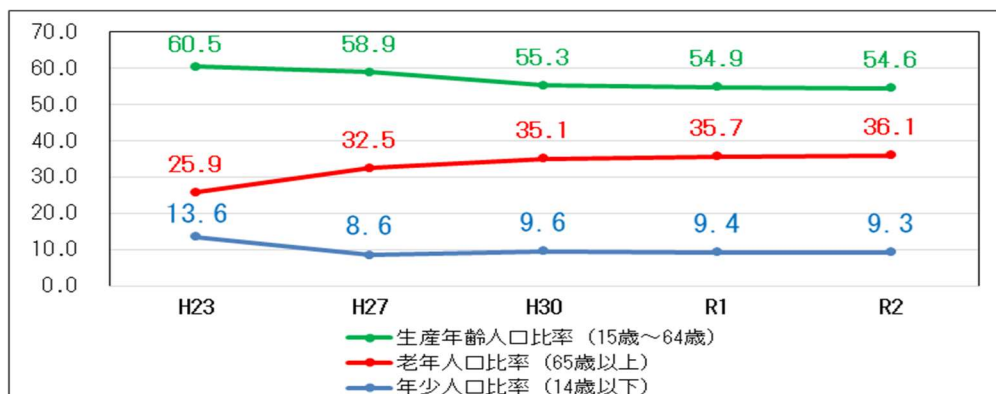
定めた「感染予防ガイドライン」の遵守が必要である。

- 市内外の人の流れが新型コロナ以前に戻らない中で、経済活動に影響がある事業者もあり、市内商工業者の経営状況の情報収集を強化する必要がある。
- 新型コロナの影響は地域活動や市民活動にも及んでおり、そのことにより人と人のつながりや地域とのつながりが希薄になることが懸念される。
- 人とのつながりの希薄は健康への影響にも懸念され、長引くコロナ禍で運動不足や体調不良などの予防喚起が必要である。

## (2) 生産年齢人口と出生数の減少

- 本市の生産年齢人口は、平成23年を比較すると約3割減少し、年少人口は約5割減少した。原発事故により若い世代の市外への避難が大きく影響している。
- また、出生数も大震災以前は500人を超えていたが、令和元年は300人を割り込み、人口減少が加速する状況にある。

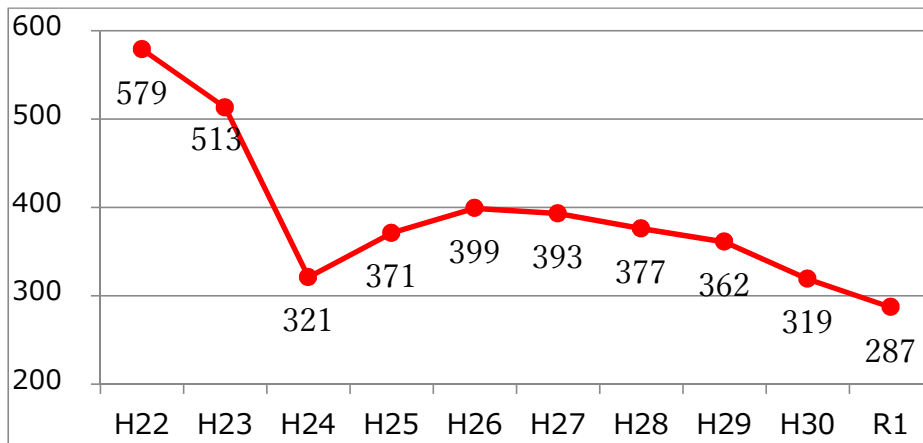
### 【人口構成推移】



\*平成23年は平成23年2月28日の住民基本台帳人口、平成27年は国勢調査（年齢不詳1,081人除く）、平成30年は、平成30年4月30日現在の居住人口、令和元年は、令和元年9月30日現在の居住人口、令和2年は、令和2年8月31日現在の居住人口

	平成23年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年
生産年齢人口（15～64歳）	43,231	33,379	30,131	30,045	29,988
老年人口（65歳以上）	18,536	18,452	19,134	19,558	19,808
年少人口（15歳未満）	9,727	4,885	5,222	5,114	5,083
合計	71,494	56,716	54,487	54,717	54,879

### 【出生数推移】



(出典：福島県現住人口調査)

### (3) 市民生活の安心・安全の確保

- 令和元年東日本台風では市内に大きな被害が発生し、改めて自然災害の脅威を思い知ったところである。近年激甚化する自然災害への備えについては、これまで以上に自助・共助・公助の役割の中で、市民の生命を守っていく必要がある。
- 大震災以降、身近な地域自治組織である行政区や隣組は、若い世代の避難や居住者の高齢化により、担い手不足で維持することが難しい団体もある。また、転入者や市外及び区外からの避難者の地域自治組織への参加も少ない状況にあることから、助け合う身近な地域自治組織への加入についての理解を強く進める必要がある。
- 行政区への未加入の世帯の増加と相まって家庭のごみ出しのモラルの低下や、家庭ごみの排出量が、近年増加している。家庭ごみについては、リサイクルや減量化について行政区への協力を得ながら推進する必要がある。

### (4) 復興総合計画後期基本計画の進捗

- 復興総合計画後期基本計画（以下「基本計画」という。）における推計人口は、令和2年が53,707人の推計に対し、居住人口は令和2年8月末時点で54,897人と、1,000人以上多い状況となっている。
- 基本計画に掲げた85の成果指標の進捗状況は、基本計画策定1年後（大よそ平成31年3月）の時点と比較して、「向上」した成果指標が2項目減少し、「現状維持」の成果指標も7項目減少したことに伴い、「低下」した成果指標は、9項目増加した。
- 特に、「教育・子育て」の分野のうち、基本施策「生涯・学習スポーツ」が、

災害等の影響を大きく受けたことに起因して「低下」した成果指標が多くある。一方、「産業・仕事づくり」や「都市基盤・環境・防災」の分野では、「向上」した指標が増加し、着実に成果指標の達成に向けて取り組んでいる。

(参照：南相馬市復興総合計画後期基本計画実施状況（令和2年10月）)

教育・子育て		向上	現状維持	低下
	令和元年度6月	14	2	6
	令和元年度末	9	1	12
	比較	-5	-1	6
健康・医療・福祉		向上	現状維持	低下
	令和元年度6月	8	5	4
	令和元年度末	7	4	6
	比較	-1	-1	2
産業・仕事づくり		向上	現状維持	低下
	令和元年度6月	12	2	3
	令和元年度末	13	2	2
	比較	1	0	-1
都市基盤・環境・防災		向上	現状維持	低下
	令和元年度6月	10	4	3
	令和元年度末	13	0	4
	比較	3	-4	1
地域活動・行財政		向上	現状維持	低下
	令和元年度6月	6	3	3
	令和元年度末	6	2	4
	比較	0	-1	1
合計		向上	現状維持	低下
	令和元年度6月	50	16	19
	令和元年度末	48	9	28
	比較	-2	-7	9

(説明) 同一施策の成果指標を小・中に分けて設定したものは、2つの指標としてカウント

○令和3年度は基本計画の折り返しの年度となることから、成果指標の目標を達成すべく事務事業の見直しをするとともに、効果的な事業の取組を進める必要がある。

### (5) 財政状況

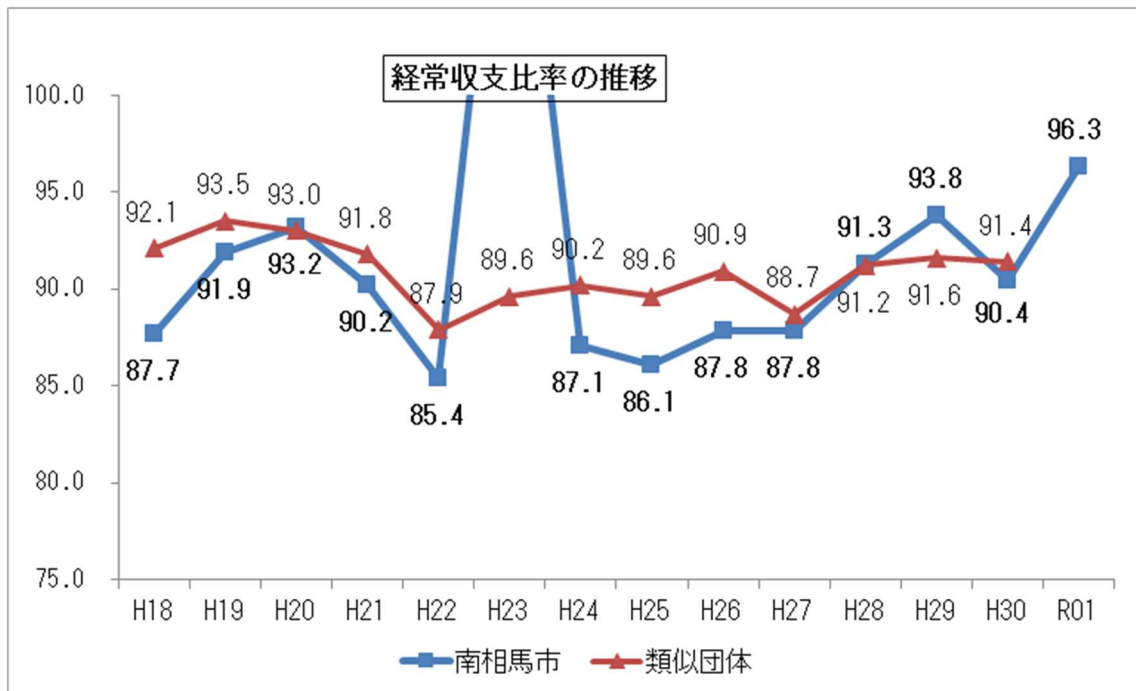
○歳入は、自主財源である市税は、復興事業の進捗や生産人口の減少にある中、新型コロナウイルスの影響により減少に拍車がかかり、普通交付税は、令和2年度で合併の特例加算終了や人口減少による影響で、今まで以上の水準が見込めない状況にある。

○歳出は、復旧・復興関連事業のうち必要な事業が今後も継続する想定の中、

通常事業の復元が進み、扶助費などの経常的な経費も増加傾向にあることから、第2期復興・創生期間以降も引き続き高い水準で推移する見込みにある。

- 中長期財政収支の見通しから、令和3年度の実質単年度収支が▲6.4億円、経常収支比率も令和元年度決算96.3%から概ね横ばい、令和6年度には財政調整基金の枯渇等が見込まれる。
- このため、持続可能かつ健全な財政運営の実現などに向けて、歳入歳出予算規模や構造等の見直しを求めるとともに、財政調整基金繰入金等の縮減に努める必要がある。

【経常収支比率推移】（財政課作成）



## 4 令和3年度行政経営の視点

### (1) 第2期復興・創生期間のスタート

- 令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「国の復興・創生期間後の方針」という。）では、原子力災害被災地域の支援として、仮置き場の原状回復等の「環境再生に向けた取組」、帰還環境の整備・移住促進・交流関係人口の拡大・教育環境の整備・心のケア等の被災者支援等の「帰還・移住等の促進、生活再建等」、「福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

等]、「事業者・農林漁業者の再建」が示された。

- 第2期復興・創生期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であることから、復興に向けて総力を挙げて取り組む。
- 国県の情報を常に収集し、国県の復旧復興の財源や東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法を十分活用する。

## **(2) 新型コロナと上手く付き合う**

- 「新しい生活様式」を日常化し、無理なく取り組む環境を醸成する。
- コロナ禍においても、できるだけ人との関わりを持ち健康維持を推進する。

## **(3) 社会の変革に対する柔軟な思考と挑戦**

- 人口減少や新型コロナ等への影響による産業構造の変化や市政課題に、前例に捉われない議論をし、果敢に取り組む姿勢をもつ。
- 全国の取組み事例を収集・分析し、本市で参考になるものは積極的に導入する。

## **(4) 事務事業の見直しと最適化**

- 復興・創生期間における復興事業については、その成果を見極め、縮小・廃止等の検討をする。
- 目的・手段が同じ事業については、積極的に部間調整を行い、統合等を進める。
- 通常事業の目的を検証し、常にその必要性を検討する。
- 事務の効率化を進めるとともに、会議時間の短縮や会議の持ち方を工夫する。

## **(5) 人事配置の適正化**

- 第2期復興・創生期間における復興事業に必要な人員を確保する。
- 事務事業の見直し等に応じて人員配置の最適化を図り、事業規模に見合った人員を配置する。
- 女性の登用や若手の抜擢など性別や年齢にとらわれない、能力や適性に応じた適材適所の人事配置を進める。

## **(6) 市民との協働による課題解決**

- 各施策や事業の実施については、積極的に行政区や市民との連携を図る。
- 地域課題の解決にあたって、行政区や市民団体が主体的に実施する事業を支援する。

## 5 令和3年度重点的な取組

### (1) 基本計画の着実な推進

- 基本計画に掲げた施策をさらに進めるとともに、成果指標の達成のための事業を構築する。
- 第7次実施計画（令和3年度～5年度）の年度内進捗管理を実施する。

復興重点戦略① 旧避難指示区域の再生

復興重点戦略② 福島ロボットテストフィールドを核とした新産業創出と人材誘導

重点戦略① 子育て世代に選ばれるまち

重点戦略② 多様な人材が活躍するまち

重点戦略③ 健康づくりが盛んなまち

重点戦略④ 一円融合のコミュニティづくり

### (2) 新たな課題への対応

#### ①新型コロナウイルスの影響への対応

- 長期化するコロナ禍において、「新しい生活様式」の緩みを見逃すことなく、感染予防に努める。
- 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、各部においてその影響について情報収集・分析を強化し、迅速に対応をする。
- 医療体制を堅持し、市民の健康維持に取り組む。
- 新型コロナウイルスの影響で自粛していた地域活動・市民活動・芸術文化活動について、「新しい生活様式」を踏まえた活動の促進を支援する。

#### ②若い世代の定住と、子どもと家庭を大切にする総合施策の推進

- 「国の復興・創生期間後の方針」において掲げる移住の促進や、本市の出生数の減少を踏まえ、若い世代の本市への移住を促進する。
- 若い世代や子育て世代をターゲットに定住しやすい環境を推進する。
- 妊娠から子育てまで安心して産み育てられる支援をする。
- 支援の見える化を推進する。
- 若者の定住と子育て施策については、各部においてゼロ予算事業も含めて積極的に取り組む。

#### ③市民生活の安全・安心・快適な環境づくり

##### 【災害関係】

- 令和元年東日本台風の復旧については、令和3年度でほぼ終了するが、

引き続き、防災・減災対策を加速化する。

- 大規模災害への備えについては、市民ひとり一人が日頃から災害への関心を持てるような情報提供を強化するとともに、地域ぐるみの防災意識を醸成するために、行政区を中心とした自主防災組織の活動への支援を実施する。
- 各部においては、日頃から地域防災計画の役割を共有し、災害時に備えた体制を整備する。

**【地域自治組織】**

- 行政区と市が協力し行政区への加入の推進や行政区での自治活動への支援をする。
- 令和2年度に南相馬市行政区長連絡協議会と検討した行政区と市との協働のまちづくりを具現化する。

**【家庭ごみの減量化等】**

- 家庭ごみの減量化とリサイクルに取り組み、市民の環境問題への意識づけと地域美化への啓発を図る。



## 6 復興重点戦略

●若者が新たなことに挑戦できるような環境づくりと高齢化した市民が生涯現役で支え合い住み続けられる地域づくりをめざし、第1期復興・創生期間である令和2年度までに優先的に取り組み、令和3年度以降も継続して進めていく取組である。

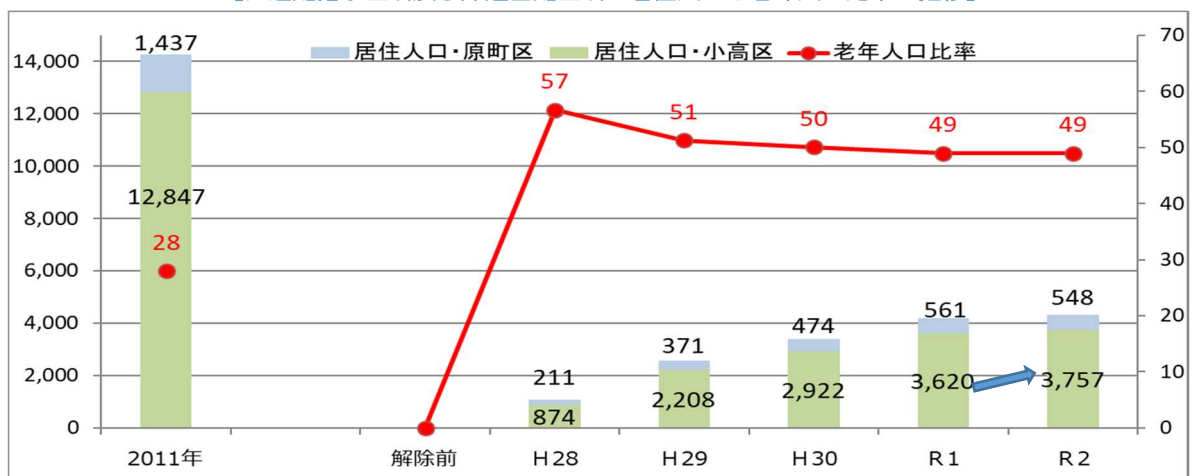
### 復興重点戦略1：旧避難指示区域の再生

帰還した市民が安寧に住み続けられ、帰還して良かったと思える旧避難指示区域の再生を推進します。

さらなる復興加速に向けて、教育・子育て環境の充実、安全・安心な生活環境の整備、農業の再興、医療体制の整備、まちなにぎわい創出などに取り組みます。

また、旧避難指示区域の再生には、旧避難指示区域外を含む市全域の復興が必要であることから、引き続き市全域の復興の取組も進めます。

【旧避難指示区域及び帰還困難区域の居住人口と老年人口比率の推移】



※H23は平成23年3月11日の住民基本台帳人口と老年人口比率。解除前は避難指示解除前のこと。H28以降は各年9月末の居住人口と老年人口比率。

### 主な取組方針

- ◆文教ゾーンを活かした魅力ある教育と子育て環境の整備
- ◆地域医療体制の充実
- ◆営農環境の再生と生産者の育成
- ◆交通弱者の移動手段の利便性向上
- ◆スマートインターチェンジの整備促進
- ◇移住・起業等への支援の小高パッケージによる居住人口の拡大 など
- ◆賠償全般の問題解決への支援
- ◆買い物環境の維持・再生
- ◆地域コミュニティの活性化

## 復興重点戦略 2：福島ロボットテストフィールドを核とした新産業創出と人材誘導

世界に冠たるロボットの研究・実証拠点である福島ロボットテストフィールドを最大限活用し、国内外の優秀な研究者や人材が集う環境整備を推進します。

また、福島ロボットテストフィールド周辺環境の整備に取り組みます。

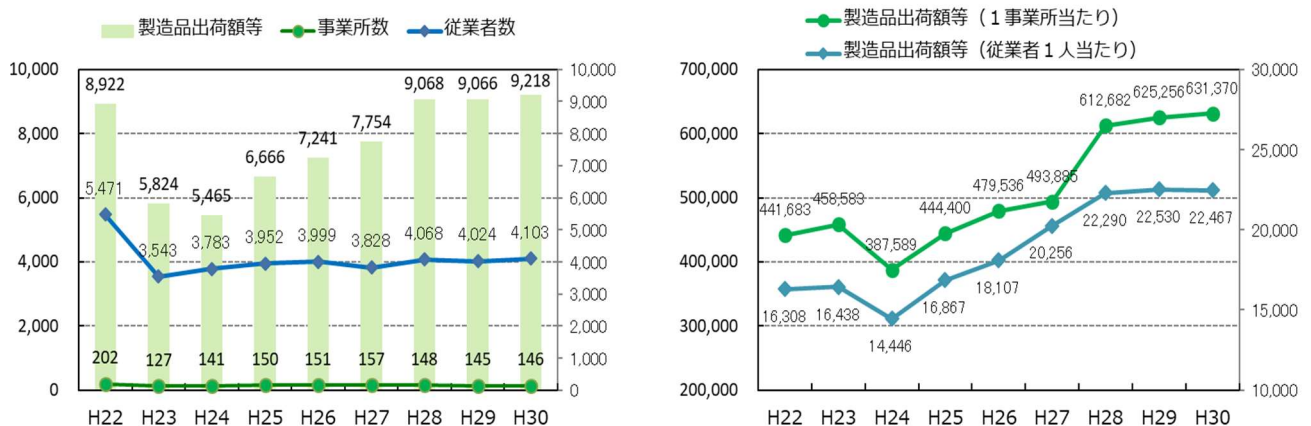
さらに、市外から訪れる研究者、ロボット関連企業と市内企業・団体、市民が交流する機会を創出し、人材誘導、市内企業の技術革新や産業集積、ベンチャー輩出等を推進します。

【商業（卸売業・小売業）の年間商品販売額等】※グラフに最新年度の追加はありません



出典：「商業統計調査」（経済産業省）、「経済センサス」（総務省統計局）／H19は6月1日現在、H24は2月1日現在、H26は7月1日、H28は6月1日現在

【工業（製造業・従業者4人以上の事業所）の製造品出荷額等】



出典：「工業統計調査」（経済産業省）、「経済センサス」（総務省統計局）／H23は6月1日現在、H27は2月1日現在、H27は平成28年6月1日現在、H28は平成29年6月1日現在、それ以外の年は12月31日現在

## 主な取組方針

- ◆ロボットをはじめとする先端技術等を強み産業への育成
  - ◆ロボットの実証実験・導入等の促進
  - ◆工業基盤の整備と企業立地の推進
  - ◆ロボット関連企業や大学等との連携強化
  - ◆小中学生のロボット教育の推進と高等教育機関との連携
  - ◆福島ロボットテストフィールドの認知度向上
  - ◆研究開発・先端技能育成等基盤技術産業の高度化
  - ◆福島ロボットテストフィールド等を組み入れた新たな観光ルートの創設
  - ◆主要アクセスポイントと拠点をつなぐアクセス道路の早期整備の実現
  - ◆都市間交通の整備
- など

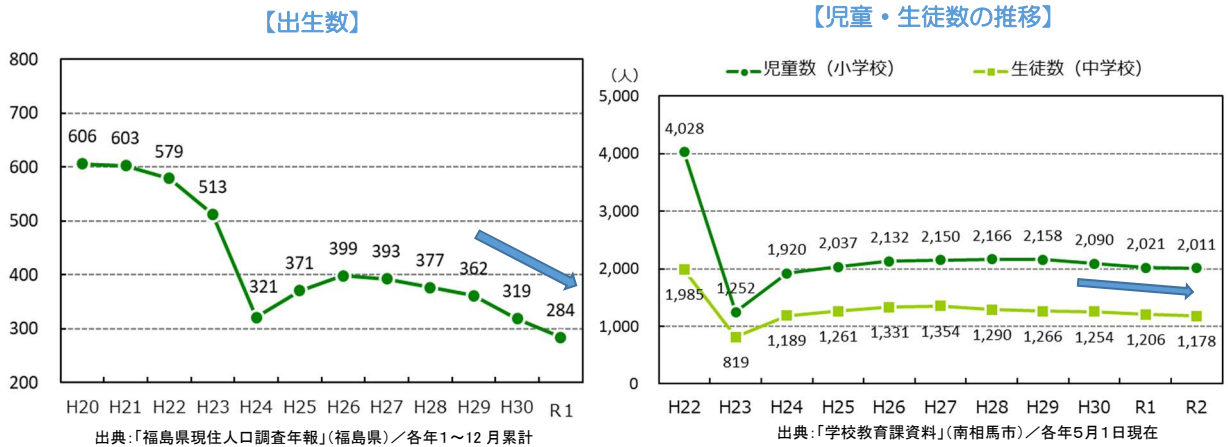
## 7 重点戦略

●後期基本計画において政策目標を達成するために複数の政策の柱にまたがるテーマに対して横断的・複合的に行う取組である。

### 重点戦略1：子育て世代に選ばれるまち

子育て中の世代やこれから子育てをしようとする若い層が、安心して出産・育児ができる環境と、家庭と仕事が両立できる環境を充実します。

幼児教育も含めた教育の質を高め、子ども達のがびのび成長できる環境を整備します。これらの環境を整備するにあたっては、子育て世代の意見がまちづくりに反映される仕組みも構築します。



### 主な取組方針

- ◆魅力ある教育環境の整備
- ◆子育て家庭の経済的負担の軽減
- ◆進学のための支援制度の充実
- ◆読書活動の推進と図書館の充実
- ◆子育て家庭が働きやすい環境整備
- ◆学校周辺の安全な道路整
- ◇学校給食提供体制再構築の検討
- ◇幼稚園・保育所の体制検討
- ◇えにし（男女の出会いの場）づくりの推進
- ◆教育指導体制の充実
- ◆子育て相談・支援体制の充実
- ◆子どもの遊び場の整備
- ◆小児・産科医療の充実
- ◆子育てしやすい住環境の整備
- など

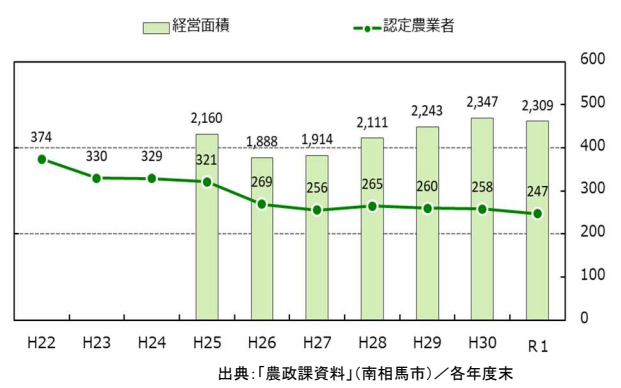
## 重点戦略2：多様な人材が活躍するまち

若者、女性、高齢者、障がい者、移住者など、多様な人材が安心して働くことができる環境の整備や支援を行うとともに、外国人の受け入れ環境を整え、「多様な人材が活躍するまち」への取組を推進します。

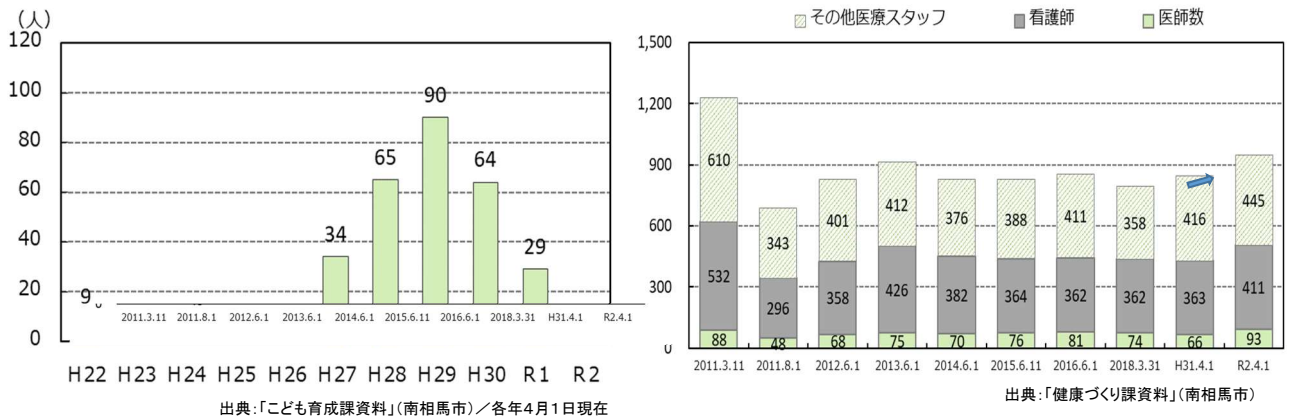
【産業別就業者数】※グラフに最新年度の追加はありません



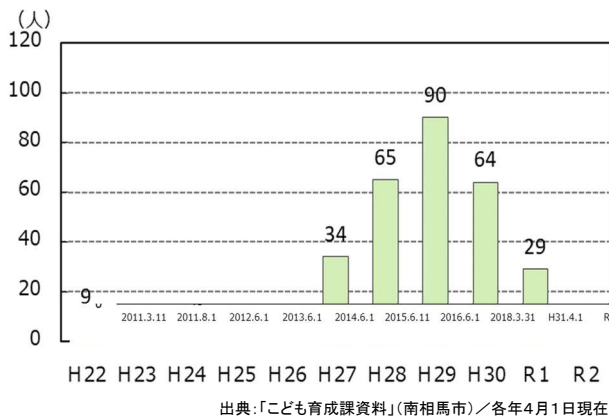
【認定農業者・経営面積】



【市内医療機関医師・看護師数の推移】



【待機児童数の推移】



### 主な取組方針

- ◆ 保育士等の人材確保・育成
  - ◆ 認定農業者や青年農業者、漁業者の育成
  - ◆ 起業家人材の育成・確保
  - ◆ 高齢者や障がい者雇用の推進
  - ◆ 交流人口・関係人口の拡大と移住の推進
  - ◆ 子育て家庭が働きやすい環境整備【再掲】
  - ◆ 地域資源等を活用した魅力発信によるシティプロモーション
  - ◇ 園芸作物振興に向けた施設整備や担い手確保
  - ◇ (仮称)外国人サポートセンターの設置
  - ◆ 医療・介護・福祉人材の確保
  - ◆ 多様な働き方の推進
  - ◆ 女性が働きやすい環境の整備
  - ◆ 外国人材の確保・活用促進
  - ◆ 公共交通の担い手確保
- など

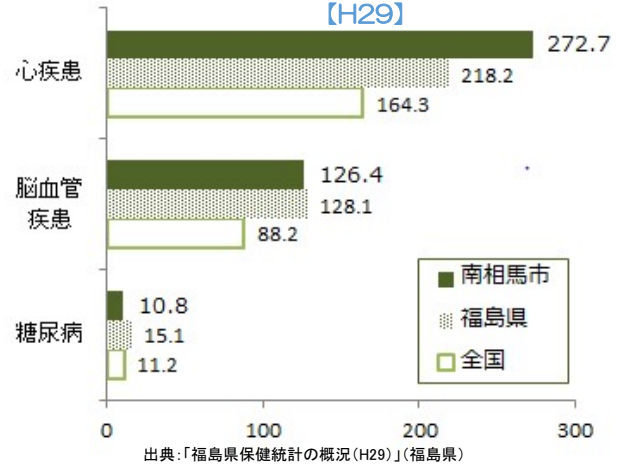
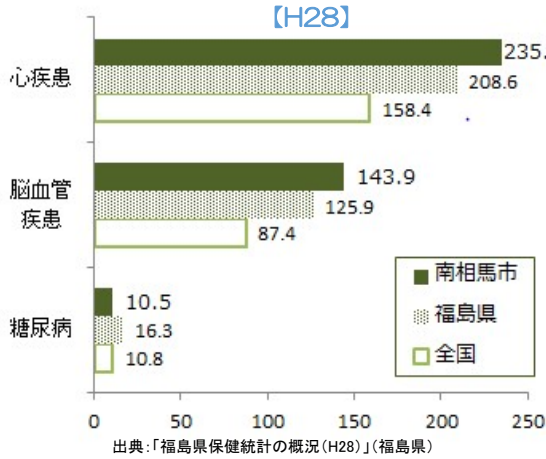


## 重点戦略3：健康づくりが盛んなまち

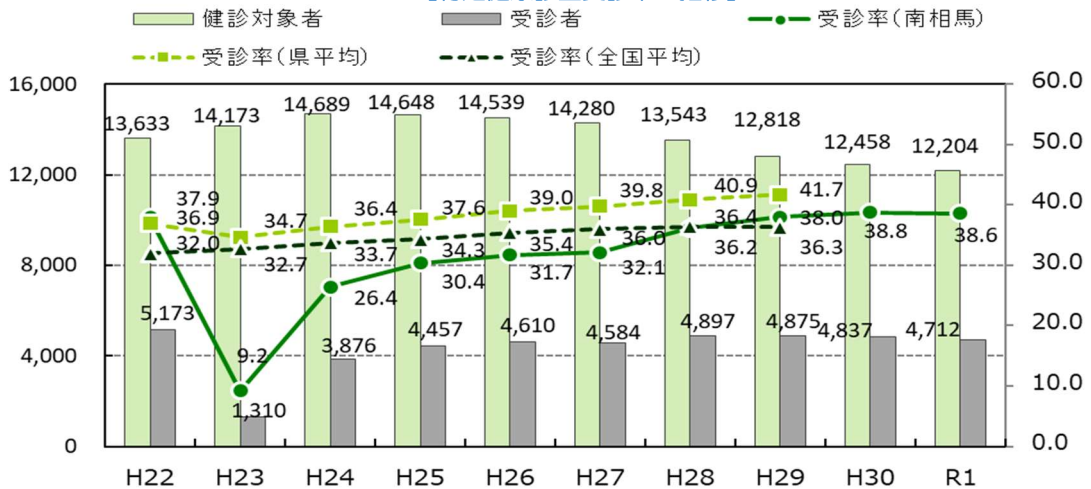
子ども、働く世代、高齢者の全世代を通じ、食事、運動、健康診査の実施体制を確立し、市民総ぐるみの健康づくりの運動を展開します。

市民が主体的に取り組む健康づくりを地域や職場で支えるための支援等に取り組む、健康寿命を延ばし生涯現役を目標にします。

【主な生活習慣病による死亡率（人口10万人対）】



【特定健康診査受診率の推移】



### 主な取組方針

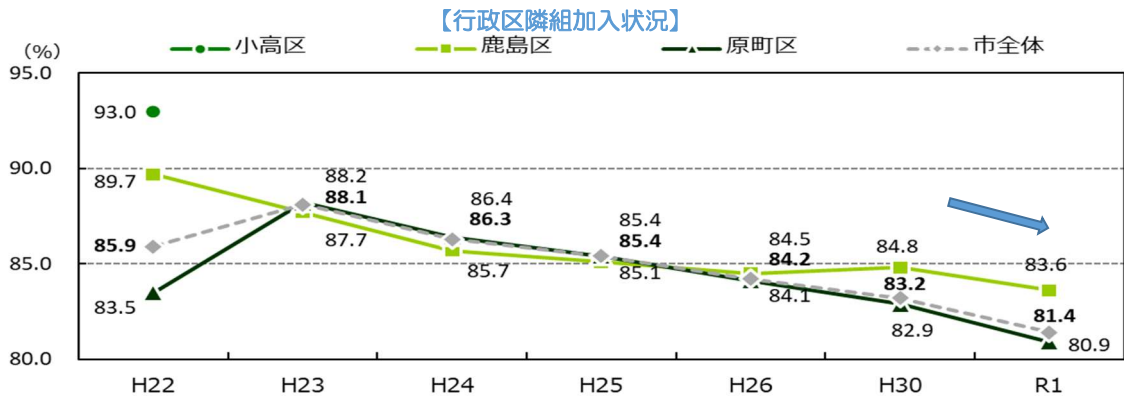
#### ◇コロナ禍の健康づくりアクションプランの推進

- ・生活習慣病予防健康診査の受診率向上と受診後のフォローアップの拡大
  - ・地域サロン等の活動活性化
  - ◆健康な体を育む教育の推進
  - ◆民間事業者の健康運動の促進
  - ◆家庭・学校・職場の食育推進
  - ◆スポーツ機会の充実
  - ◆運動意欲・体力向上の推進
  - ◆歯科保健の推進
- など

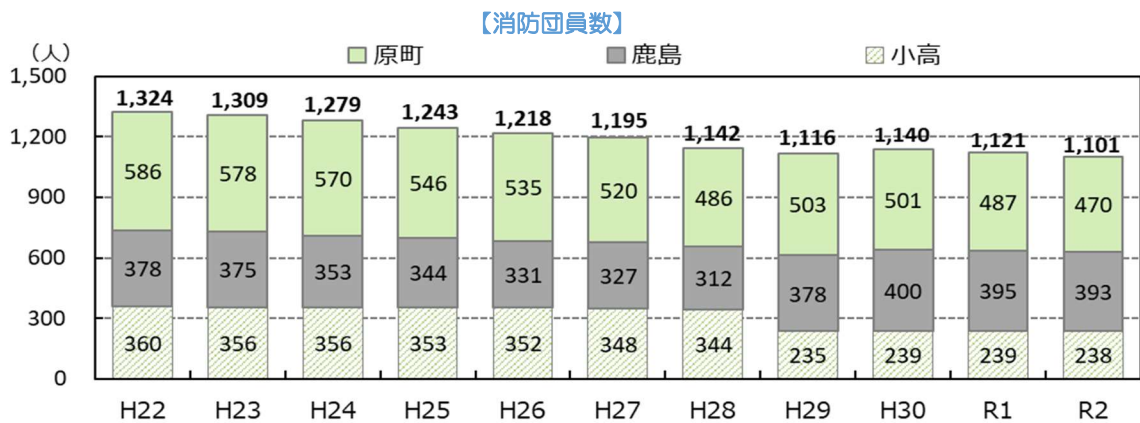
## 重点戦略 4：一円融合のコミュニティづくり

報徳仕法の教えを地域のコミュニティづくりに活かし、地域の良さを活かす地域活動を推進します。

市民の地域活動への参加意欲を醸成し、地域活動の活性化への支援に取り組みます。



出典：「コミュニティ推進課資料」(南相馬市)／各年度末、H22のみ H23年2月28日現在



出典：「危機管理課資料」(南相馬市)／各年4月1日現在

### 主な取組方針

#### ◇行政区の安全・安心・快適な環境づくり

- ・ 自主防災組織の活性化
- ・ 隣組加入の推進
- ・ 家庭ごみの減量化とリサイクルの推進
- ◆ 地域サロン等の活動活性化【再掲】
- ◆ 交通弱者の移動手段の利便性向上
- ◆ 市民活動団体の公益的活動の活性化
- ◆ 行政区の適正化
- ◆ 生涯学習センター等を活用したコミュニティの再構築
- ◆ 多世代同居・定住の促進
- ◆ 地域コミュニティ活動の活性化
- ◆ 消防団の加入促進
- ◆ 民俗芸能の継承や活動の活性化
- など